

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第33号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（68）略</p> <p><u>（69） 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）第4条第3項の規定に基づく書面の交付 次に掲げる書面の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>ア 探偵業法第4条第1項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき3,600円</u></p> <p><u>イ 探偵業法第4条第2項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき1,500円</u></p> <p><u>（70） 探偵業法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 1件につき1,000円</u></p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（68）略</p> <p>2 略</p>

第2条 鳥取県警察手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目（以下この条において「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)~(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 <u>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験</u>	
(1) <u>道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u>	1件につき <u>1,850円</u>
(2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u>	1件につき <u>2,000円</u>
(3) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u>	
ア <u>道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</u>	1件につき <u>8,650円</u>
イ <u>ア以外のとき。</u>	1件につき <u>4,950円</u>
2 略	略
3 <u>特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引^{けん}免許をいう。以下同じ。)</u>	

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)~(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 <u>特定第1種運転免許(普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第1種運転免許をいう。以下同じ。)</u> 又は第2種運転免許(大型自動車第2種免許及び普通自動車第2種免許を除く。)に係る試験	
(1) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u>	1件につき <u>2,050円</u>
(2) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u>	
ア <u>道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</u>	1件につき <u>4,400円</u>
イ <u>ア以外のとき。</u>	1件につき <u>3,300円</u>
2 略	略

又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験			
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,000円		
(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合			
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき4,600円		
イ ア以外のとき。	1件につき2,950円		
4 略	略	3 略	略
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験		4 大型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,000円	(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,100円
(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき7,700円	ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき6,650円
イ ア以外のとき。	1件につき4,500円	イ ア以外のとき。	1件につき4,450円
6 仮運転免許に係る試験		5 仮運転免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,000円	(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき2,050円
(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,650円	(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,700円
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける	1件につき4,750円	ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける	1件につき4,400円

とき。	
イ ア以外のとき。	1件につき3,100円

(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき7,650円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき3,950円

イ 略

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき3,350円

イ 略

(36)～(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき24,700円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	4,150円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	7,050円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	14,950円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,150円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除	2,150円

とき。	
イ ア以外のとき。	1件につき3,300円

(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき3,650円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき2,550円

イ 略

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき2,800円

イ 略

(36)～(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

される者（6の項に掲げる者を除く。）	
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,600円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,200円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,200円

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
14,100円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	2,250円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,650円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,150円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,150円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,600円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,050円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,000円

ウ 略

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免

される者（6の項に掲げる者を除く。）	
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,600円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,200円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,200円

ア 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
14,750円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	2,450円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	5,050円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,200円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	2,200円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,750円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,100円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,050円

イ 略

ウ 大型自動車第2種免許又は普通自動車第2種

許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき22,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	7,950円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	15,800円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	3,200円
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	2,750円

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき15,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3	1,300円

免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき22,050円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	8,250円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	15,150円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	3,300円
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	2,850円

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

の項に掲げる者を除く。)	
3 1の項及び2の項に掲げる 審査細目のいずれをも免除さ れる者	9,200円
4 学科教習に必要な教習の技 能の審査を免除される者	1,250円
5 道路交通法第108条の28第4 項に規定する教則の内容とな っている事項その他自動車の 運転に関する知識の審査を免 除される者(7の項に掲げる 者を除く。)	1,450円
6 自動車教習所に関する法令 についての知識の審査を免除 される者(7の項に掲げる者 を除く。)	1,450円
7 5の項及び6の項に掲げる 審査細目のいずれをも免除さ れる者	3,050円
8 教習指導員として必要な教 育についての知識の審査を免 除される者	1,400円

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
9,500円(次の表の左欄に掲げる者である場合
にあっては、その額から、同表の右欄に定める
額を減じた額)

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自 動車の運転技能の審査を免除 される者(3の項に掲げる者 を除く。)	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技 能の審査を免除される者(3 の項に掲げる者を除く。)	1,300円
3 1の項及び2の項に掲げる 審査細目のいずれをも免除さ れる者	3,750円
4 略	略
5 道路交通法第108条の28第4 項に規定する教則の内容とな っている事項その他自動車の 運転に関する知識の審査を免 除される者(7の項に掲げる 者を除く。)	1,250円
6 自動車教習所に関する法令	1,250円

ア 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
9,850円(次の表の左欄に掲げる者である場合
にあっては、その額から、同表の右欄に定める
額を減じた額)

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自 動車の運転技能の審査を免除 される者(3の項に掲げる者 を除く。)	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技 能の審査を免除される者(3 の項に掲げる者を除く。)	1,350円
3 1の項及び2の項に掲げる 審査細目のいずれをも免除さ れる者	4,000円
4 略	略
5 道路交通法第108条の28第4 項に規定する教則の内容とな っている事項その他自動車の 運転に関する知識の審査を免 除される者(7の項に掲げる 者を除く。)	1,300円
6 自動車教習所に関する法令	1,300円

についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,550円
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,150円

についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,650円
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,200円

ウ 略

イ 略

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき13,300円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ウ 大型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,550円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	2,000円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	9,750円
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	2,750円

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,900円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	2,050円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	8,950円
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	2,850円

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 略	略
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する	1件につき3,550円

区 分	金 額
1 略	略
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する	1件につき3,000円

大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	
(2) 略	略
3 略	略

大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	
(2) 略	略
3 略	略

(43)～(44) 略

(43)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1～3 略	略
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	
(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの	1時間につき4,700円
(2) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき2,450円
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき4,200円
(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき4,100円
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき1,350円
7 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき3,150円
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき1,200円
9～14 略	略

区 分	金 額
1～3 略	略
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	1時間につき2,450円
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	1時間につき4,200円
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき4,100円
7 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき1,200円
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき1,350円
8の2 道路交通法第108条の2第1項第8号の2に掲げる講習	1時間につき3,400円
9～14 略	略

(46)～(70) 略 2 略	(46)～(70) 略 2 略
--------------------	--------------------

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月2日から施行する。